

2020年11月25日

各位

SHINSEI SUSTAINABLE  
IMPACT ASSESSMENT
 会社名 株式会社新生銀行  
 代表者名 代表取締役社長 工藤 英之  
 (コード番号 : 8303 東証第一部)

## サステナブルインパクト資本性ローンの取扱い開始について ～「合意と対話」を軸とする ESG の要素を加味した資本性ローンの提供～

当行は、持続可能性や SDGs/ESG の観点に、能動的でポジティブなインパクトをもたらすことを目指す社会的インパクトの概念を融合させた「サステナブルインパクト」の取り組みを推進しています。

このたび、新たな商品として、資本性ローン※に ESG の要素を取り入れた「サステナブルインパクト資本性ローン」の提供を開始します。ESG/SDGs の取り組みについてお客さまと対話を行いながら長期の資本性商品を提供することにより、コロナ禍においてもお客さまが事業継続するための予防的な資本調達を行うことを後押しするとともに、お客さまのサステナビリティ(持続可能性)へのお取り組みをサポートしていきます。

本商品のお借り入れにあたっては、ESG/SDGs にかかる所定の要件を充たすとともに、当行との間でサステナビリティに関する目標に合意のうえ、目標達成に向けて当行と継続的な対話を行うことをお約束(コミット)していただきます。当行は、この取り組みを通じて、サステナブルインパクトを創出し、お客さまの長期的な企業価値向上と SDGs の達成に貢献していきます。

### ＜「サステナブルインパクト資本性ローン」の商品概要＞

当初貸出総枠	200 億円
資金用途	サステナビリティ(持続可能性)のお取り組みに必要な事業性資金全般
サステナビリティ特約	①サステナビリティに関する目標の合意 ②上記に係る定期的な報告と対話 等 (各特約は資本性要件を充足することを前提とします。)
以下は、資本性ローンの要件に準じます。	
融資期間	5 年超 10 年以内
適用利率	当行所定の利率(業績連動金利とします)
担保・保証	無担保・無保証
劣後特約	弁済順位は他の一切の債務の弁済に劣後します
その他	上記以外にも当行所定の取扱条件ならびに審査があります。審査の結果によっては、ご希望にそえない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

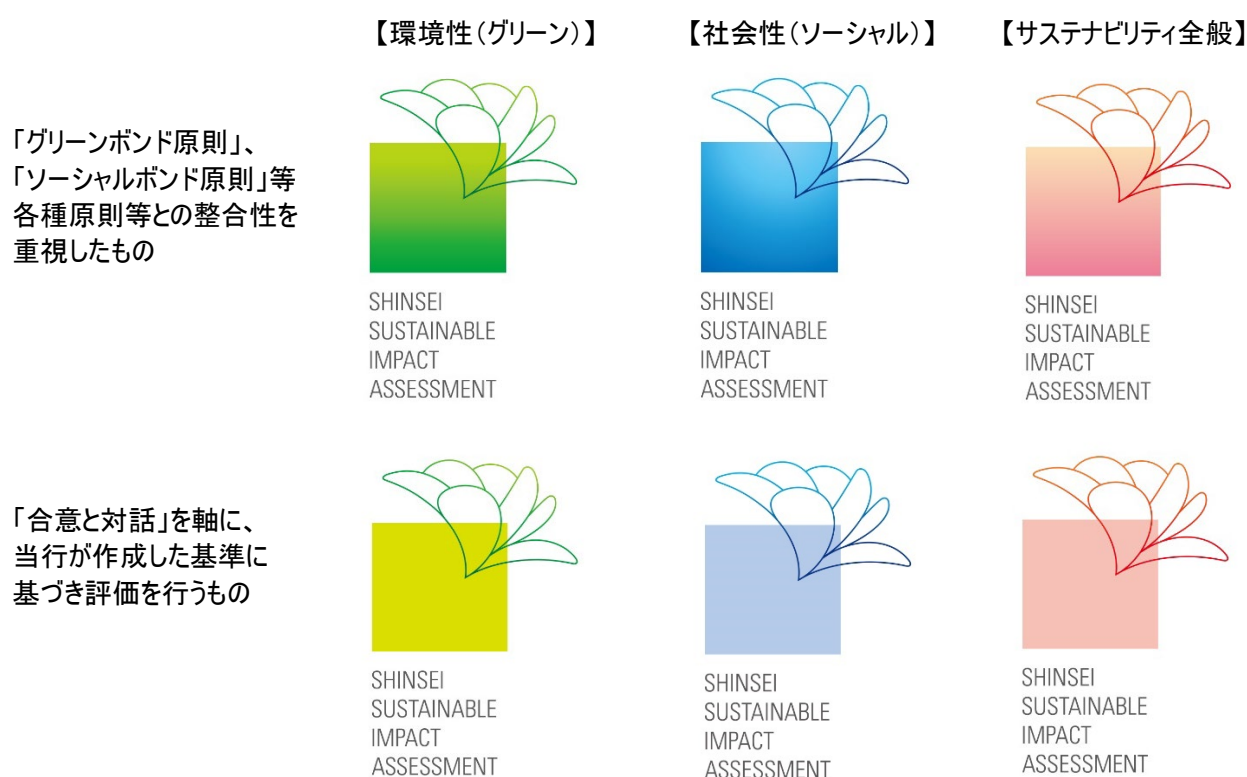
※ 資本性ローンは、貸出条件が資本に準じた十分な資本的性質が認められる借入金のことであり、金融機関が企業の財務状況を評価するにあたっては、負債ではなく資本とみなして取り扱うことができる借入金です。

## 「新生サステナブルインパクト」ロゴマークについて

当行のサステナブルインパクトの取り組みでは、目指すべき姿を象徴するものとして、資金用途や評価基準などに応じて6種類のロゴマークを定めています。

2020年5月に策定した「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」、「新生ソーシャルファイナンス・フレームワーク」、「新生サステナビリティファイナンス・フレームワーク」に基づくファイナンスには、環境・社会課題の改善に資する資金用途など関連原則※2との整合性を重視したものとして、上段のグラデーションマーク3種類を用いています。

このたび取り扱いを開始する「サステナブルインパクト資本性ローン」では、当行が作成した基準に基づき評価を行うものとして、下段の単色マーク3種類を使用していきます。



※2 関連原則とは以下を指します。

- ・ 国際資本市場協会(ICMA)が公表している「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンド・ガイドライン」
- ・ ローン・マーケット・アソシエーション(LMA)ならびにアジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーションが策定した「グリーンローン原則」

以上